

# 「俺の酒が飲めないのか」 はパワハラになるのか？



年末年始。

おそらく1年で1番飲み会が集中する時期ではないでしょうか。会社のメンバーとの忘年会や地元の友人との新年会など、みなさんもいろいろと予定が入っていることと思います。夜になると、飲み屋はどこもそれらしいグループが楽しそうにお酒を飲んでいますね。みなさんの中にも「気の合う仲間と飲むお酒は最高」と感じている人も、多いのではないのでしょうか。

ただ、中には「飲み会が苦手」という人もいます。

それは、お酒が飲めない人です。知人同士であれば、お酒を飲まずに楽しむこともできますが、仕事の付き合いではそうはいかない場合もあります。

特に、忘年会や新年会は会社関係の付き合いも多かったです。上司に「俺の酒が飲めないのか」と言われれば、ときには無理をしても飲む(もしくは飲んだふりする)しかない場合もあるでしょう。それは、本人にとっては苦痛ではありません。(と、お酒の飲めない友人が話していました)

では、仕事の飲み会で上司が部下にお酒を強要したらどうなるか？(その部下はお酒が飲めないとします)

これについてある裁判があります。あるホテル会社の元社員が、上司からお酒を強引に飲まされるなどの、パワハラを受けたとしてその上司と会社を訴えました。

飲み会の席で  
「俺の酒が飲めないのか」  
「少しくらいなら飲めるだろう」  
「酒は吐けば飲めるんだ」  
と飲酒を強要されたというのです。(なんか、どれも聞いたことがあるようなセリフですね...)

では、裁判の結果はどうなったか？

その元社員に対して、150万円の慰謝料を払うようにという判決ができました。つまり「お酒の強要はパワハラ」と認められたのです。※ただし、お酒の強要だけに対して150万円の慰謝料が認められた訳ではなく、その他の行為も含めてではあります。

これは、お酒を強要することは単なる迷惑な行為ではなく「違法」と認められたということです。

さて、みなさんの会社ではいかがでしょうか。もし「たかがお酒の席で」と考える社員の人が1人でもいたら、それは非常に危険です。万が一の場合は、そのお酒を強要した社員(ほとんどの場合は上司)だけでなく、会社もその責任を負わなくてはなりません。そうならないためにも、パワハラ研修などを定期的に行い「飲酒の強要はしてはいけない」という意識を持ってもらうことが大切です。

また、そのような行為を頻繁に行っている上司がいたら会社としても注意指導していく必要があるでしょう。

そうは言っても「俺の酒が飲めないのか(怒)」と「俺の酒が飲めないのか(笑)」では違いますし、本来楽しいはずの飲み会の席で、部下に対する一言一句まで気にしなくてはならないというのも寂しい気もしますが。

節度を持って、楽しい飲み会を。

 社会保険労務士 小林一石

※当コラムはわかりやすさを最優先しています。そのため法律の一部の例外は省略している場合があります。ご不明な点をご相談ください。

## NEWS 有給に世界一無関心？

有給休暇が年に何日あるか知らない人の割合が日本では53%と欧米やアジアなど26の地域で最も高かったそうです。(旅行サイトのエクスペディア調べ)それ以下は2位のオランダ(38%)、3位のノルウェー(28%)となっており、休暇に対する日本人の意識の低さが現れているようです。

## NEWS マイナンバー、開始

マイナンバー制度が1月より開始されました。今後は雇用保険の各種届出にはマイナンバーの記載が必要になります。また、合わせて個人番号カードの発行も順次始まります。スマホからでも申請でき、公的身分証明書にもなりますので、必要な人は発行しておきましょう。

## Bグルメ スズメバチ東京新橋本店



JR新橋駅より徒歩2分  
平日 11:00~24:00  
土日祝 11:00~21:00  
不定休  
食ベログ 3.51★★★★

その名の通りスズメバチ(に刺されたような)辛さです。辛いもの好きの方はぜひご賞味を。